

石油・天然ガス開発事業
推進に係る
政策要望

平成27年6月

石油鉱業連盟

目次

前文	1
1. 石油・天然ガス開発税制	3
2. リスクマネーと開発資金の供給機能	4
3. 政府系金融機関の開発資金融資等	6
4. 政府・資源機構の事業運営	7
5. 産油国・産ガス国との関係強化	9
6. 国内石油・天然ガス資源開発	10
7. 石油・天然ガス開発技術とその応用技術の研究開発	12
8. 天然ガス利用拡大に向けた供給基盤の整備	14

石油鉱業連盟は、以下に述べる我が国が直面する現下のエネルギー情勢に鑑み、我が国のエネルギー・セキュリティ基盤を強化することの重要性は一層高まると認識している。政府にてエネルギーミックスの議論が進められているが(状況により修正)、現在も政府の方針である2010年6月公表の前回「エネルギー基本計画」に掲げられた自主開発比率目標(2030年に40%以上)を実現すべく、当連盟加盟会社は石油・天然ガス開発事業の推進に引き続き取り組むこととしている。そのためには、現在は低油価局面にあるものの、中長期的な観点に立って非在来型石油・天然ガスを含む供給ソースの多様化等を視野に入れて、積極的な権益の取得とともに技術革新と探鉱・開発投資を継続する所存である。

かかる基本認識に基づき、当連盟加盟会社をはじめとする石油・天然ガス開発に取り組む本邦民間企業は、エネルギー安定供給確保という責務を果たすべく最大限努力するが、国による更なる支援の強化と官民一体となった協力体制の強化は必要不可欠である。

このような状況下において、当連盟は本年度の政策要望をとりまとめた。当連盟の意図するところをご理解いただき、政策に反映されることを希望する。

原油価格はブレントで昨年6月の1バレルあたり110ドル台をピーク

に、40 ドル台まで下落、現在は 60 ドル台の水準まで戻したが、依然として低迷している。又、天然ガス価格については、スポット LNG 価格で昨年 10 月より下落傾向が見えてきた。

今後の原油価格動向については、中長期的には、新興国等の経済発展が継続することによりエネルギー需要の増大が予想されることから回復の方向にあると見込まれるものの、その時期及び水準については、不透明な状況にある。又、メジャー等の国際石油企業もプロジェクトの開発見合わせ・延期等の動きを見せているが、同様に当連盟加盟企業も収益面で影響を受け、プロジェクトの見直し等を迫られる厳しい状況下に置かれている。

又、中国等新興国の資源獲得に向けた動きは一旦沈静化した感があるものの、今後の油価上昇局面においては活発化する可能性が大であること、産油国の資源ナショナリズムは、依然として衰えを見せていないこと、残された探鉱ポテンシャルは限られ相対的に高い事業リスクを伴うプロジェクトが増加していること、更に探鉱・開発コストは全体として高止まりの傾向にあること等、上流事業を巡る事業環境は厳しいものとなっている。更に、中東・北アフリカ地域には依然として政治情勢が流動的な国々が見られ、加えて、昨年春以降、ウクライナ問題に端を発したロシアと欧米との対立や、南シナ海の南沙諸島における中国の埋め立てに対する周辺国の反発等石油・天然ガスを取巻く不透明性は増大している。

昨年4月に閣議決定された「エネルギー基本計画」においては、自主開発比率目標は提示されていないものの、エネルギー・セキュリティーの観点から石油・天然ガスの重要性が指摘され、資源国との包括的かつ互恵的な協力関係の構築や供給ソースの多様化を通じた、安定的な資源確保を目指した総合的な政策を推進するとしている。石油については、国内需要は減退傾向にあるものの、依然として我が国の主要な一次エネルギー源としての役割を果たしている。海外を含めた供給網の強靱化のため、資源外交等を通じた供給源の多角化、産油国協力、産油国共同備蓄等の推進が不可欠と考えられる。天然ガスの需要についても、原発再稼働に向けた動きが進んでいるものの、今後とも、高い水準を維持するものと思われ、調達面からは北米のシェールガス生産拡大を背景としたLNG対日輸出に大きな期待が持たれている。

1. 石油・天然ガス開発税制

- (1) 減耗控除制度（租税特別措置法 58 条、同 59 条）の本則化・恒久化及び拡充
- (2) 海外投資等損失準備金制度（租税特別措置法 55 条）の維持・存続
- (3) 石油・天然ガス開発に掛かる国際二重課税排除の拡充
- (4) その他
 - 1) 油田・ガス田廃鉱準備金制度の創設
 - 2) 天然ガス利用促進のための優遇税制適用範囲の拡大

3) 石油及び可燃性天然ガスに係る鉱区税の軽減税率の維持

2. リスクマネーと開発資金の供給機能

(1) 探鉱・資産買収案件への出資

石油・天然ガスの我が国への安定供給の確保の重要性及び探鉱・開発費の増大に鑑み、海外及び本邦周辺海域における探鉱活動を更に促進させるリスクマネーの供給や、既発見未開発または生産中の油・ガス田買収等に必要な買収/開発資金の供給が円滑に行われるよう、以下の施策の実現を強く要望する。

1) 探鉱・資産買収への出資に対する独立行政法人石油天然ガス・

金属鉱物資源機構（以下「資源機構」という）の資金枠の確保

「エネルギー基本計画」における石油・天然ガスの重要性に関する指摘を踏まえ、新規探鉱・資産買収への出資に対する資源機構の資金枠を安定的に十分確保する。

そのためにも、資源機構が保有する株式の売却収入及び配当金収入を新規出資採択案件に対する出資の原資として活用できる制度を確立する。

2) 75%探鉱出資制度の維持

資源機構による75%探鉱出資制度は、本邦民間企業による探鉱活動促進のために不可欠な支援措置であり、本制度及びその現行適用ルールを強く要望する。

(2) 開発等に必要資金借入れに対する債務保証

開発費用の増加により開発移行に伴う資金需要の増大が見込まれる状況に鑑み、本邦民間企業による石油・天然ガス開発の推進を強力に支援するツールである、資源機構の債務保証制度が効率的に機能するよう、以下の施策の実現を強く要望する。

1) 債務保証枠の確保

石油・天然ガス開発の重要性と開発に係る資金需要の増加を踏まえ、開発資金に対する資源機構の債務保証枠を安定的に十分確保する。

2) 債務保証料率の引き下げ及び料率算定体系見直し

昨今の開発移行案件のリスクが相当程度まで軽減されていることに鑑み、債務保証基準料率（現行0.8%/年）をリスクに見合った水準に引き下げる。また、保証額による料率逡増や非出資案件に対する料率加算等についても、リスクの度合いとの合理性の観点から、これを見直す。

3) いわゆる官官保証問題への弾力的対応

いわゆる官官保証問題が提起されて以降、資源機構の債務保証による国際協力銀行融資の運用が停止されているが、この結果、民間企業は、現行の石油開発支援制度である低利融資と公的債務保証をフルに利用することが困難となっている。国際協力銀行がその融資金額の一部について資源機構保証を

受け入れることが可能となる運用を早期に再開する。

- (3) 独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という）による保険引き受け

「資源エネルギー総合保険」が広く活用されるために、個別のプロジェクトに応じた相談への積極的対応、カントリーリスクに対する弾力的な対応を要望する。

3. 政府系金融機関の開発資金融資等

- (1) 融資枠の確保

巨額の資金を必要とする石油・天然ガス開発事業にとって、国際協力銀行の政策融資制度は、極めて重要かつ不可欠な役割を果たしており、情勢に見合った円滑な資源金融機能が発揮されるよう、従来以上に十分な融資枠の確保を要望する。

- (2) 返済条件の弾力化

石油・天然ガス開発事業に特有の地質的・経済的・政治的リスクを踏まえ、対象プロジェクトの着実な実施を図るために、必要に応じて返済条件の弾力的な運用を要望する。

- (3) 産油国に対する資金協力

近年では海外権益取得等に際して、産油国政府・国営石油会社等から様々な資金協力（開発費負担、関連インフラ整備等）が要求され、これと権益付与が実質的にパッケージとなることが多くなって

いる。そのようなニーズに対して政策金融による積極的対応を要望する。

(4) 国内石油・天然ガス開発資金利子補給金制度

国内石油・天然ガス開発等に伴う、開発事業者の金融機関からの借入金に対する利子補給制度については、引き続き需要に見合った予算枠の確保を要望する。

(5) 関係機関間の連携強化

厳しい資源獲得競争の中で本邦民間企業が新規有望鉱区を獲得、開発していくためには、関係公的機関からの支援パッケージ(出資、融資、保証・保険)がタイムリーかつ柔軟に構築されることが不可欠であり、資源機構、国際協力銀行、日本貿易保険等の関係機関間における情報共有、案件対処方針協議等の連携強化を要望する。

4. 政府・資源機構の事業運営

(1) 民間主導原則の維持

政府・資源機構は出資先会社に対して民間主導の原則を従来どおり維持することを要望する。

(2) 採択基本方針・審査基準運用の透明性及び手続きの迅速性の確保

政府・資源機構のプロジェクト採択にあたっては、我が国のエネルギーの安定的・効率的な供給確保の意義が認められる有望案件を広く採択対象とするよう要望する。制度運用にあたっては、今後と

も厳正な審査を前提としつつ、迅速化と一層の効率化を図り、ビジネス実態に応じた利用しやすい制度となることを目指し、民間企業の要望を聴取して反映していくことに加え、生産開始予定のタイミングの差を考慮した案件評価時の柔軟な油価前提の採用を要望する。

(3) 保有株式の主要民間株主等への売却

1) 政府に引き継がれた旧石油公団保有株式の売却にあたっては、先買権の取り扱いに関する旧石油公団保有資産売却時の扱い（旧石油公団時代からの合意・了解事項を含む）に準じて、適切に売却されることを要望する。

2) 資源機構に引き継がれた旧石油公団保有株式及び資源機構の追加出資、並びに今後資源機構が採択・出資するプロジェクト会社の株式については、資源機構の新規採択案件における出資基本契約に明記された原則に基づき、開発移行が決定され民間企業が要望する場合には適切に売却されることを要望する。

(4) 資源機構の評価

資源機構の評価にあたっては、長期的な観点に立ち、高いリスクに挑戦する民間企業の支援を行う資源機構の機能を十分に配慮されることを要望する。

5. 産油国・産ガス国との関係強化

(1) 資源外交の強力かつ戦略的な推進

産油・産ガス国（以下「産油国」という）との資源外交は、本邦民間企業による新規の権益取得はもとより、既存の探鉱開発事業を円滑に推進していくための基本的な支援として非常に重要な役割を果たしており、既に我が国と資源面で関係を有する産油国との間では多面的な関係強化・深化を図るとともに、新たな資源供給国との間では長期的な視点に立った関係構築を目指して、我が国への資源エネルギーの一層の安定供給を図るため、従前にも増して強力かつ戦略的に推進されることを要望する。

(2) 産油国を対象とする投資促進、開発支援等の事業の推進

エネルギー安定供給確保及び産油国との関係強化を図るため、投資案件形成に資する調査支援、石油・天然ガス開発分野の共同研究・人材交流・受入研修、本邦民間企業の協力事業への支援等の実施の継続・拡充を要望する。

(3) 海外地質構造調査等事業の一層の拡充

将来、本邦民間企業の参入が期待される海外未探鉱地域(探鉱密度の低い地域を含む)において、当該地域の権益取得交渉を有利に展開することを目指した海外地質構造調査事業の一層の拡充を要望する。

(4) LNG 事業発掘に係る事前調査費予算の拡充

産油国側から本邦民間企業を通じて要請される石油・天然ガス開発分野に関する各種調査研究事業への支援に加えて、新規 LNG 事業発掘を産油国に提案するために本邦民間企業が行う事前調査事業への支援を要望する。

6. 国内石油・天然ガス資源開発

(1) 国内石油・天然ガス資源開発の促進

国内石油・天然ガスは我が国のエネルギー安全保障上、最も安定的な供給源であり、これを確保するために、陸域及び本邦周辺海域の探鉱・開発を促進し、自給率の向上に資することは重要な政策課題である。また国内での開発は、技術の開発や人材の確保を通じて、我が国が内外の石油開発を推進する上での技術的・経営的基盤形成の場としても重要な役割を担っている。

(2) 国内石油・天然ガス基礎調査の促進

2013年に改定された「海洋基本計画」及び「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」に基づく海洋エネルギー資源の戦略的開発や総合的な管理体制の整備促進に向けて、三次元物理探査船「資源」の一層の効率的な活用と探査技術の日本側への円滑な移転促進が図られること及び探鉱ポテンシャルは高いが「資源」による調査実施が困難な「水深 30m 以浅を含む沿岸海域」における基礎調査の実施

を可能とする機動的な調査方式・体制の整備を進めること等、本邦周辺海域における基礎試錐を含む石油・天然ガス基礎調査の積極的かつ柔軟な実施を要望する。

(3) 国内天然ガス探鉱促進のための支援措置

今後とも安定的なエネルギー供給源の一つとしての国内天然ガス資源の重要性に鑑み、天然ガス探鉱費補助金制度（石油及び可燃性天然ガス資源開発法）は 2010 年度をもって廃止されたものの、必要に応じた補助金等行政支援の予算措置を講じることを要望する。

(4) 東シナ海における資源開発に向けた環境整備と大陸棚延長申請の

フォローアップ

東シナ海の我が国排他的経済水域において資源の探鉱開発が安全確実に実施できるよう、適切な環境整備が行われることを要望する。

また、国連の「大陸棚の限界に関する委員会」に提出されていた 200 海里を超える大陸棚延長の申請に関しては、2012 年 4 月の同委員会勧告で 4 つの海域が認められ、広大な海域に及び、経済社会の新たな成長基盤を構築することが期待される。今回の勧告で先送りにされた海域についても、今後とも必要なフォローアップが継続されることを要望する。

(5) 改正鉱業法の合理的運用

2012年1月に施行された改正鉱業法については、国内資源を適正に維持・管理し、適切な開発主体により開発が行われるようになるものと期待するとともに、運用にあたっては健全な事業者に過度の事務的負担や不利益等を生じさせない等の適切な運用が行われることを要望する。

7. 石油・天然ガス開発技術とその応用技術の研究開発

(1) 直面する技術課題への対応及び産油国との共同研究等を目的とする研究開発の推進

我が国石油開発企業による操業等において直面する技術課題に対応した研究開発について、資源機構の事業予算を拡充するとともに、産油国との共同研究、先端的技術の研究等をさらに積極的に推進することを要望する。

(2) CCS（二酸化炭素地中貯留）実施体制の確立と早期実施

CCSは、温室効果ガス（GHG）の大規模固定を可能とする手段として注目され、二酸化炭素の主要な削減技術として位置づけられている。2008年5月に設立された「日本CCS調査株式会社」は、現在、当連盟会員会社を含む民間35社の株主のもとで、積極的に活動を行っている。2016年度以降に、年間10万トン以上の二酸化炭素を貯留層に圧入する計画となっており、圧入井の掘削及び設備の建設

工事等の準備作業が進捗中である。引き続き、GHGの主要排出国である我が国として、CCS実用化に向け十分な予算措置をもって積極的に取り組むことを要望する。

(3) メタンハイドレート開発

非在来型天然ガス資源のひとつであるメタンハイドレートについては、日本の周辺海域にも大規模に賦存していると推定され又2013年3月には海洋産出試験においてガスの産出を確認したところであり、改定「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」で示された砂層型メタンハイドレートの商業化に向けた工程表を踏まえた技術開発及び表層型メタンハイドレートの資源量把握に向けた取り組み等を国が先導して促進することを要望する。

又、2014年10月には、当連盟会員会社を含む11社により次の砂層型メタンハイドレート海洋産出試験の操業への参画を目指して「日本メタンハイドレート調査株式会社」が設立された。同社はメタンハイドレートの商業化に向けた技術開発が早期に実現に実現するよう事業に取り組んでおり、積極的な支援を要望する。

(4) 地熱開発

エネルギー源の多様化の観点からは、再生可能エネルギー開発の促進も重要となることに鑑み、当連盟会員会社の保有する石油開発における掘削技術等の活用により貢献できる地熱開発に関して、資源機構における地熱開発支援の推進を要望する。併せて、地熱開発

におけるアセスメント等の期間・手続きの短縮と、試掘・開発を早期に且つ円滑に進めるための法律・制度の整備を要望する。

(5) CO₂圧入による石油増進回収 (EOR)

CO₂地下貯留により地球温暖化防止にも貢献する CO₂EOR の積極的な導入を支援する制度 (産油国における導入支援を含む) の強化を要望する。

8. 天然ガス利用拡大に向けた供給基盤の整備

(1) 天然ガス供給基盤整備のための支援拡充

天然ガスは環境負荷が少ないクリーンなエネルギー源であり、東日本大震災以降、その安定供給確保の重要性はより一層高まっている。安定的かつ低廉な天然ガス供給を確保するためには、枯渇ガス田の活用による天然ガスの地下貯蔵及び当該設備につながるガスインフラネットワークの形成等が有効な手段と考えられている。

そのための LNG 気化ガスの地下貯蔵に係る法整備、枯渇ガス田の更なる活用に係る検討を推進するとともに、天然ガスの利用拡大に必要な幹線パイプラインネットワーク等の供給基盤 (分散型電源向けパイプラインを含む) の整備に向けた支援措置の拡充・創設を要望する。

(2) 天然ガス利用拡大のための制度設計とパイプライン建設促進に向けた条件整備

現在、ガスシステム改革に関する議論が進められているが、改革の目的である天然ガスの魅力が活かされる形での利用拡大に向け、平成 15 年のガス事業法改正（国産天然ガス事業者へのガス事業法適用）では実現していない一般ガス事業者とガス導管事業者との競争条件のイコールフットィングが図られるとともに、国産天然ガス及び輸入 LNG 気化ガスを活用すべく中長期的な視点から幹線インフラの整備を進めてきた現行ガス導管事業者の投資意欲の阻害や規制強化による無用の事務コスト負担を強いることのない制度設計と予見可能性の高い託送料金制度の設計が行われることを要望する。

又、税制面での支援措置の拡充に加え、一定期間の託送供給義務免除などの新たなインセンティブの付加や、幹線パイプラインネットワークを効率的に機能させるべく熱量等の異なるガスの受け入れを可能とする工夫など、パイプライン建設促進に向けた条件整備を早期に図ることを要望する。

以 上

石 油 鉱 業 連 盟

石 油 資 源 開 発 株 式 会 社
国 際 石 油 開 発 帝 石 株 式 会 社
三 井 石 油 開 発 株 式 会 社
出 光 興 産 株 式 会 社
三 菱 商 事 石 油 開 発 株 式 会 社
伊 藤 忠 石 油 開 発 株 式 会 社
ジ ャ パ ン 石 油 開 発 株 式 会 社
ペ ト ロ サ ミ ッ ト 石 油 開 発 株 式 会 社
日 本 海 洋 石 油 資 源 開 発 株 式 会 社
J X 日 鉱 日 石 開 発 株 式 会 社
サ ハ リ ン 石 油 ガ ス 開 発 株 式 会 社
ア ル フ ァ 石 油 株 式 会 社
ナ ト ウ ナ 石 油 株 式 会 社
日 揮 株 式 会 社
コ ス モ エ ネ ル ギ ー 開 発 株 式 会 社
帝 石 コ ン ゴ 石 油 株 式 会 社
太 陽 石 油 株 式 会 社
日 本 カ ナ ダ 石 油 株 式 会 社

大 陸 棚 委 員 会

出 光 興 産 株 式 会 社
国 際 石 油 開 発 帝 石 株 式 会 社
J X 日 鉱 日 石 開 発 株 式 会 社
石 油 資 源 開 発 株 式 会 社
日 本 海 洋 石 油 資 源 開 発 株 式 会 社
三 井 石 油 開 発 株 式 会 社
三 菱 ガ ス 化 学 株 式 会 社